

注記

■重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。
また、開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金額を以て貸借対照表価額としておりますが、出資金のうち、市場価格のないものは、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合に、相当の減額を行うこととしております。
なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産

定額法(間接法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年 ～ 47年 (建物附属設備含)
工作物	8年 ～ 60年
物品	3年 ～ 17年

・無形固定資産

定額法(直接法)を採用しております。

(当町では著作権について、5年に基づく定額法を採用しております。)

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

・賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

・退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しております。

・損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買契約に係る方法に準じて会計処理を行っております。(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取り扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。)
なお、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

⑥資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。
このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・固定資産の計上基準

固定資産は、取得価額が50万円以上の場合に資産として計上しております。

これまで、公園の遊具等で別途台帳との突合で管理可能なものは、50万円未満であっても固定資産台帳へ登録を行っていましたが、令和3年度分より他資産と同様に50万円以上のみを計上することとしました。

・消費税等の会計処理

税込方式によっております。

■重要な会計方針の変更等

該当項目なし

■重要な後発事象

該当項目なし

■偶発債務

該当項目なし

■追加情報

①対象範囲(対象とする会計)

- ・一般会計等
 - 一般会計
 - 町営墓地事業特別会計
- ・全体会計
 - 国民健康保険特別会計
 - 介護保険特別会計
 - 後期高齢者医療特別会計
 - 水道事業会計
 - 下水道事業会計
- ・連結会計
 - 栃木県市町村総合事務組合
 - 栃木県後期高齢者医療広域連合
 - 小山広域保健衛生組合
 - 公益社団法人 野木町シルバー人材センター
 - 社会福祉法人 野木町社会福祉協議会

なお、連結対象団体は以下の連結方法を採用しております。

団体名	区分	連結方法	連結割合
栃木県市町村総合事務組合 一般会計	一部事務組合等	比例連結	2.63%
栃木県市町村総合事務組合 特別会計	一部事務組合等	比例連結	4.00%
栃木県市町村総合事務組合 消防災害補償事業	一部事務組合等	比例連結	0.92%
栃木県市町村総合事務組合 非常勤職員災害補償事業	一部事務組合等	比例連結	3.16%
栃木県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合等	比例連結	1.42%
小山広域保健衛生組合	一部事務組合等	比例連結	13.44%
公益社団法人 野木町シルバー人材センター	第三セクター等	全部連結	-
社会福祉法人 野木町社会福祉協議会	第三セクター等	全部連結	-

②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含みます。)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。

(地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化比率の状況は、次のとおりです。

- ・実質赤字比率 - %
- ・連結実質赤字比率 - %
- ・実質公債費比率 8.2 %
- ・将来負担比率 - %
- ・資金不足比率
 - 水道事業会計 - %
 - 下水道事業会計 - %

④繰越事業に係る将来の支出予定額

・一般会計	329,702	千円
・水道事業会計	41,706	千円
・下水道事業会計	180,161	千円